

国空乗第2247号
平成13年3月30日

計器飛行証明の実地試験に使用する航空機について

計器飛行証明の実地試験に使用する航空機は、航空機の種類にかかわらず計器飛行方式による飛行が可能な機体とする。

ただし、回転翼航空機及び飛行船にあっては、平成14年3月31日までの間に行われる実地試験については、この通達の規定にかかわらず、なお従前のとおりとする。

附則

空乗第2019号（平成11年3月5日付）は、平成13年決済日をもって廃止する。